

警 察 署 協 議 会 会 議 録

| | | |
|------|--|---|
| 名 称 | 大 阪 府 西 成 警 察 署 協 議 会 | |
| 開催日時 | 令和3年11月10日(水) 午後1時30分から 午後2時15分までの間 | |
| 開催場所 | 大阪府西成警察署 7階講堂 | |
| 出席者 | 委 員 | 藤田会長、朝田委員、赤木委員、土手下委員、稲田委員、難波委員、吉見委員、佐古委員、一ノ瀬委員、甲斐田委員、若林委員 |
| | 警 察 | 署長、副署長、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、防犯コーナー室長、直轄警察隊長、広聴相談係長2名 |
| 議事概要 | <p>1 会長あいさつ</p> <p>昨年引き続き、今年もコロナ禍での生活で大変な毎日であろうかと思えます。9月末で緊急事態宣言が解除となり、10月に入って新規感染者も少なくなってきたことから、協議会開催に踏み切りました。協議会も1年ぶりの開催であり、本年6月に2名の委員が退任され、新たに2名の方がメンバーに入られました。</p> <p>協議会委員になってから、警察を身近に感じるようになり、警察と住民の共助がとても大切だと感じております。委員の方々の忌憚のない意見を聞いていただく事が「安全で安心な街づくり」の一助になればと思えます。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>委員の皆様方には、平素から警察活動に対するご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。本来であれば、本協議会を6月頃に開催しなければならないところ、コロナ禍による緊急事態宣言等により、この時期の開催となってしまいました。クラスターが発生した警察署もありましたが、当署におきましては、感染防止対策の徹底により、支障なく警察業務を継続することができました。その間、交通安全運動や地域安全運動におきましても、地域の皆様方の各種活動への支援、協力により、警察活動を効果的に行うことができました。緊急事態宣言が解除され、一月半が経ち、今後の感染状況が懸念されますが、署員一同、引き続き、西成区の安全安心に向けて、全力で取り組む所存です。皆様から</p> | |

治安上の課題をうかがい、それらを解消して参りたいと考えておりますので、本日は、どうぞ宜しくお願いします。

3 業務報告

総務課 犯罪被害者週間について

4 議事

(1) 【委員】

天下茶屋一丁目交差点において、自転車の信号無視が非常に多く危険であるので対策等について

【警察】

通勤通学時間帯を中心に、交通量が多い交差点であるため、過去に死亡事故等重大事故の発生はありませんが、朝夕に交通立番を行い指導取締りを実施しています。

(2) 【委員】

西成区内において自転車の走行マナー、駐輪マナーが非常に悪く感じるので自転車対策について

【警察】

自転車の運転マナーの向上につきましては、大阪府警察を挙げて対策を強化しています。

西成署における取組として、交通量が多い幹線道路主要交差点等において、取締りや啓発キャンペーン、悪質自転車の排除、自転車のマナーアップを図っています。

成果として、全交通事故の内、自転車の関係する交通事故が占める割合は、隣接警察署に比べ抑止は図られていますが、今後も取り組みを継続していく予定です。

駐輪問題につきましては、自転車は車庫の確保義務がないこと等から駐車違反として画一的に取締ることは妥当ではないため、移動、整理、撤去、指導による対応を方針として、大阪府下全域で建設局と自治体が主体となって改善を図っており、警察は指導警告や撤去作業の支援を行っています。

西成区で撤去した自転車の数は、令和2年度で約5,500台、令和3年度9月末では約2,600台、さらに約18,000台に対し、移動を促す指導を行っており、本件は建設局・区役所と情報共有し、改善に取り組みたいと考えています。

(3) 【委員】

北津守二丁目6番先の川沿いの北行き一方通行で逆走車が多い。現場の規制状況について

【警察】

道路を北から南へ走行してきた場合、現場付近の工事に伴い、標識が左側から右側に移動されたことにより標識を見落とし、また、気付いても方向転換するスペースもないことからそのまま逆行していると思われます。

対策として注意喚起のための看板を設置し、現場北側に設置されている規制予告看板が真横に向いていたため運転者が認識しやすい角度に調節しました。

(4) **【委員】**

玉出中一丁目交差点から玉出交差点までにおける東西道路で小学生の通学時間帯に違法駐車が多い。また、生根神社南側の東西道路は、土日に路上駐車が多く見られることから取締り等の対策について

【警察】

確認の結果、登校時間帯に小学校の送迎車両や商品搬送車両が停車していましたが、ほとんどは運転者が車両直近におり、指示すれば直ちに移動できる状態でした。

現場直近交差点である玉出中二丁目交差点では、通勤通学時間帯に交通立番を実施し、児童の保護誘導活動を強化して、移動措置や駐車監視員による取締りを行っていきます。

(5) **【委員】**

朝方、花園北2丁目の電波塔の東隣りの南北道路で、両サイドに車が路上駐車し、登校する生徒が危険であることから、取締り等対策について

【警察】

確認の結果、付近マンション住人がマンション前に車庫代わりに車両を駐車していたことが確認出来ました。

当該場所は標識による規制がかかっておらず、常態的に車庫代わりに駐車していた車両に対し「自動車の保管場所の確保等に関する法律」違反で取締りを行いました。

駐車禁止規制に関しては協議会の後、交通規制係で協議予定です。

(6) **【委員】**

方向指示器を出さずに車線変更する車等をよく見かけるので警察として対策等について回答願います。

【警察】

当署管内には、朝夕の立番ポイントが幹線道路上に数カ所あり、事故を誘発するおそれのある危険性、妨害性の高い合図不履行違反については、指導取締りを実施します。

(7) **【委員】**

保護司の活動で感じることで、覚醒剤で刑務所に服役し、仮釈放で出てきた者に対して覚醒剤の売人が近寄り、また誘惑に負けて再使用する者が多くおり、この売人を含め覚醒剤に対する取り組み等について

【警察】

昨年、西成警察では、大阪府下の警察署で最も多く薬物事犯の犯人を検挙しました。

内訳は、覚醒剤使用、覚醒剤所持、大麻所持の順です。

署員だけでなく、本部執行隊と連携し警戒検挙活動を強化すると共に、警察本部の薬物対策課とも連携を図りながら取締り活動を推進していきます。

平成27年の集中取締り以後、路上密売人は、ほぼ姿を見なくなりましたが、簡易宿泊所などに拠点を設けたり、インターネット掲示板を利用したり、密売形態が変化しています。

西成署では警察本部の薬物対策課と連携しながら、密売組織の壊滅にも力を入れており、最近の検挙事例として、大麻密売拠点となった事務所を捜索して、複数の密売人を検挙し、乾燥大麻等を押収しています。

(8) **【委員】**

西成区において店舗のシャッターへの落書き、特に空き店舗のシャッターへの落書きが多く見られるが、対策等について

【警察】

特に空き店舗のシャッターは、終日、閉まったままのため被害に遭いやすいと思われます。

被害時には発生場所周辺を主としたパトロールを行い、被害届出があれば、器物損壊事件として事件捜査を行います。

本年もシャッターや壁へのスプレーでの落書きで西成警察署への被害申告は数件あり、被害届を受理した事件もありますが、付近に防犯カメラがないことから犯人の特定には至っておらず、何度も被害に遭う場所には防犯ビデオの設置が効果的と思われます。

議事概要

このまま、落書きを放置するとまた別の者が隣にも行うという負の連鎖を起こすので、落書きを放置せず、直ぐに消すことが大事であり、また商店街や自治会で空き店舗の持ち主とすぐに連絡が取れる体制を取り、対処することも大事です。

この種の問題は、警察のパトロールや事件化だけでは防ぐことが難しいことから、行政や民間協力も不可欠であると思われます。